

地 福 第 1976 号  
平成 23 年 12 月 2 日

大阪府知事指定養成研修事業者 各位  
各職業訓練認定機関 各位

大阪府福祉部地域福祉推進室長  
(公印省略)

養成研修事業に係る届出書類等の提出期限の厳守について(通知)

日ごろから、本府福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当室地域福祉課が所管する訪問介護員等の養成研修事業につきましては、各事業の指定要綱及び実施要領に基づき、事業者指定等を行っているところですが、この要綱等に定める提出書類等の期限が守られていない事案が多く見られます。

このような状況が慢性化することは、研修事業の安定かつ円滑な実施に支障をきたす恐れがあり、最悪の場合、再度の研修の実施や研修未修了者が行った介護報酬の返還など、介護サービスの利用者をはじめ、事業者や受講生に不利益が生じること等が懸念されます。

つきましては、該当する指定養成研修事業者は、要綱等に定める提出期限を厳守して下さい。また、未提出書類がある場合は速やかに提出して下さい。

なお、必要書類の提出期限を守られない場合は、次年度以降の開講、他の養成研修事業の新規指定申請及び課程追加申請を受理しない場合もありますので、十分ご注意ください。

また、本年12月以降は下記のとおり提出書類等の点検・処理を行いますので、併せて通知します。

記

- 1 実施時期 平成23年12月から
- 2 点検実施日 毎月15日(15日が閉庁日の場合は前の日の開庁日)
- 3 実施方法 未提出書類一覧表を作成次第、当該養成研修事業者に電子メール、ファックス又は電話等の方法により、未提出書類の注意喚起又は催促を行う。

#### 4 対象とする届出書類とその提出期限及び未提出書類抽出基準

届出書類	事業者指定要綱に規定する提出期限	注意喚起又は催促を行う未提出書類の抽出基準
年間実施計画書 (実施しない場合は年間休止届出書)	年度開始前の3月31日	当年度及び前年度に未提出であるものをすべて抽出します。
開講届出書	開講する30日前	年間実施計画書を基に、点検実施日の翌々月末を基準日とし、未提出のものをすべて抽出します。
実績報告書	研修終了後60日以内	開講届出書を基に、点検実施日の前月の末日を基準日とし、未提出のものをすべて抽出します。

#### 5 現在当課が所管する養成研修事業の名称

- (1) 大阪府介護員養成研修事業
- (2) 大阪府居宅介護従業者養成研修事業
- (3) 大阪府移動支援従業者養成研修事業
- (4) 大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業
- (5) 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業
- (6) 大阪府同行援護従業者養成研修事業

#### 6 取扱いの根拠

- (1) 大阪府介護員養成研修指定要綱第21条
- (2) 大阪府居宅介護従業者養成研修第21条
- (3) 大阪府移動支援従業者養成研修第21条
- (4) 大阪府重度訪問介護従業者養成研修第20条
- (5) 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修第20条
- (6) 大阪府同行援護従業者養成研修第20条

に定める知事が別途定めるもの。

#### 7 適用日 本通知日から適用します。

#### 【問い合わせ先】

大阪府 福祉部 地域福祉推進室  
地域福祉課 事業者育成グループ 担当：中村、岡田  
ダイヤル：06-6944-9165、FAX：06-6944-6681  
E-mail：chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

未提出書類点検実施  
抽出範囲・催促等の連絡  
業務のイメージ図

点検実施日(毎月15日)

11/15 → 12/15 → 1/15 → 2/15 → 3/15

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

<開講届出書>  
点検実施日の  
翌々月の末日現在の  
提出状況を把握

TEL等

催促

注意喚起

開講日抽出  
基準日1/31

「開講届」未提出者抽出期間

研修修了日抽出  
基準日11/30

催促

注意喚起

TEL等

<実績報告書>  
点検実施日の  
前月の末日現在の  
提出状況を把握

「実績報告書」未提出者抽出期間